

〔財政の健全性に関する比率の説明〕

( 1 ) 実質赤字比率

一般会計等に属する会計の実質赤字額(「歳入総額 - 歳出総額 - 翌年度に繰越すべき財源」で算出された額のマイナス)の標準財政規模(標準税収入額 + 普通交付税 + 地方譲与税)に対する比率です。これにより、財政の規模に対して単年度の実質的な赤字がどのくらいの割合を占めているかがわかります。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

佐倉市では、一般会計、公共用地取得事業特別会計、災害共済事業特別会計の3会計が一般会計等となります。

( 2 ) 連結実質赤字比率

全会計を合算した実質赤字額の標準財政規模に対する割合です。これにより、全会計を合算した単年度の赤字の状況について見ることができます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

( 3 ) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する割合の3ヵ年平均です。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

準元利償還金とは、

- ・満期一括償還地方債の、償還期間を30年とした1年当たりの元利償還相当額

- ・一般会計等からの繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められた額
- ・組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充当したと認められる額
- ・公債費に準ずる債務負担行為の支出額
- ・一時借入金の利子

を合算した額です。

基準財政需要額とは、各自治体での普通地方交付税の計算に用いるもので、各自治体が標準的な行政を合理的水準で実施したと考えたときに必要と想定される一般財源の額です。

#### (4) 将来負担比率

一般会計等で見込まれる将来の標準財政規模に対する割合です。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担額とは、

- ・一般会計等の前年度末における地方債現在高
  - ・債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
  - ・一般会計等以外の会計の地方債の元金償還金のうち、一般会計等からの繰入が必要と見込まれる額
  - ・組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該団体による負担見込額
  - ・退職手当支給予定額のうち、一般会計等負担見込額
  - ・単独又は他の地方公共団体と共同して設立した法人の負債額及び設立法人以外の者のために債務を負担している場合の債務の額のうち、財務内容その他の経営の状況を勘案して実質的に負担することが見込まれる額
    - ・連結実質赤字額
    - ・組合等の連結実質赤字額に相当する額のうち、一般会計等で実質的に負担することが見込まれる額
- を合算した額です。

( 5 ) 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

事業の規模とは、法適用企業は「営業収益の額 - 受託工事収益の額」、法非適用企業は「営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額」です。